

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和8年6月11日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長 瀧本 和彦

1 業務概要

- (1) 件 名 岐阜飛行場周辺（8）航空機騒音度調査業務
- (2) 履行場所 仕様書に定めるとおり
- (3) 業務内容 仕様書に定めるとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで
- (5) 本業務は、資料提出、入札等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（以下、「電子調達システム」という。））により行う業務である。ただし、電子調達システムにより難しい場合、発注者に届出のうえ、紙入札方式（電子調達システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。
- (6) 本業務は、入札時に「提案書」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。
- (7) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う対象業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の「調査・研究」においてA、B又はC等級の格付を受け、東海・北陸地域の競争参加資格を有すること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成28年4月1日から入札公告日までに元請け又は再委託として、完了及び引渡し完了した国、地方公共団体、特殊法人が発注した業務のうち、航空機騒音に関する騒音コンターの作成を履行した実績を有すること。
- (5) 次の基準を全て満たす技術者を配置できること。
ア 平成28年4月1日から入札公告日までに元請け又は再委託として、完了及び引渡し完了した国、地方公共団体、特殊法人が発注した業務のうち、航空機騒音

に関する騒音コンターの作成を履行した実績を有すること。

イ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

- (6) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までに、防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）（防経装第10622号。25. 8. 1）」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) (6)により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (9) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオまでとする。

- ア 実施計画
- イ 実施体制
- ウ 保全体制
- エ ワークライフバランス等の推進に関する指標
- オ 賃上げを表明する企業に対する評価

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価点の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格点」と「技術点」の合計を総合評価点（以下「総合評価点」という。）として付与する。

イ 価格点の算出方法

価格点の満点は50点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格点＝価格点の得点配分（50点）×（1－入札価格÷予定価格）

ウ 技術点の算出方法

上記(1)アからオまでに掲げる評価項目ごとに評価を行い、技術点を付与する。

技術点の満点は100点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術点＝基礎点（50点）＋加点（50点）

基礎点の対象となる要件について、一つでも要求事項を満たしていない場合は、その応札者は不合格とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び上記(1)をもって入札し、入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条の規定に基づき作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者としてすることがある。

イ 上記の場合において、総合評価点の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 実施上の留意点

本業務の監督及び検査にあたり、評価項目の「実施計画」、「実施体制」及び「保全体制」において、受注者から提出された資料により評価した内容を満たしていることを確認する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館 7階

東海防衛支局 会計課 契約担当

電 話 052-952-8233

メールアドレス keiyaku-tk@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間等

ア 交付期間

(ア) 電子調達システムによる場合

入札公告日から令和8年7月23日までの毎日。

(イ) 紙入札方式による場合

入札公告日から令和8年7月23日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

イ 交付場所

電子調達システムにより提供する。<https://www.p-portal.go.jp/>

紙入札方式による場合は、上記(1)において交付する。

(3) 申請書、技術資料及び提案書の提出期間等

ア 提出期限 令和8年6月25日 正午

イ 提出方法等 電子調達システムにより提出する。ただし、紙入札方式により参

加する場合は、上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下、「郵送等」という。）により提出を行う。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月17日 正午

イ 提出方法 電子調達システムにより提出する。ただし紙入札方式による場合、上記(1)に持参又は郵送等により提出する。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月24日 午前11時

イ 場所

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館 7階

東海防衛支局 入札室

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行桜通代理店（三菱UFJ銀行名古屋営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東海防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東海防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者の入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 競争参加資格の確認後、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった者の入札

エ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。なお、調査に必要な資料の提出・説明に応じない場合、又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして、落札者としめない場合がある。

(6) 落札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 適用する契約条項

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

談合等の不正行為に関する特約条項

暴力団排除に関する特約条項

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記 2 (2)に掲げる防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の級別の格付を受けていない者も上記 4 (3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 本公告に係る詳細については、入札説明書による。

入 札 説 明 書

東海防衛支局の岐阜飛行場周辺（８）航空機騒音度調査業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和８年６月１１日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 東海防衛支局長 瀧本 和彦

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸２－２－１ 名古屋合同庁舎第１号館

3 業務概要

(1) 件 名 岐阜飛行場周辺（８）航空機騒音度調査業務

(2) 履行場所 仕様書に定めるとおり

(3) 業務内容 仕様書に定めるとおり

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和９年３月12日まで

(5) 総合評価落札方式

ア 本業務は、入札時に「提案書」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

イ 本業務は、別冊「賃上げ実施企業に対する評価等について」に基づき、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う対象業務である。

(6) その他

ア 本業務は、資料提出、入札等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（以下、「電子調達システム」という。））により行う業務である。ただし、電子調達システムにより難しい場合、発注者に届出のうえ、紙入札方式（電子調達システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。届出の方法は、下記６に紙入札方式参加承諾願（別紙様式第１）を提出するものとする。

イ 電子調達システムで利用できるICカードは、代表者又は当該入札案件に関する入札及び見積権限並びに契約締結権限について委任を受けた者（以下、「代理人」という。）のICカードのみとし、代理人による場合は委任状を提出する。詳細は入札心得書による。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の「調査・研究」においてA、B又はC等級の格付を受け、東海・北陸地域の競争参加資格を有すること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。)

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成28年４月１日から入札公告日まで元請け又は再委託として、完了及び引渡し完了した国、地方公共団体、特殊法人が発注した業務のうち、航空機騒音に関

する騒音コンターの作成を履行した実績を有すること。

(5) 次の基準を全て満たす技術者を配置できること。

ア 平成28年4月1日から入札公告日までに元請け又は再委託として、完了及び引渡し完了した国、地方公共団体、特殊法人が発注した業務のうち、航空機騒音に関する騒音コンターの作成を履行した実績を有すること。

イ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係があること。

(6) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までに、防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）（防経装第10622号。25. 8. 1）」に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) (6)により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

(9) 本入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ｱ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- (4) 組合の理事
- (5) その他業務を執行する者であって、(1)から(4)までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (11) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者であること。

5 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本業務の評価項目は、次のアからオまでとする。

- ア 実施計画
- イ 実施体制
- ウ 保全体制
- エ ワークライフバランス等の推進に関する指標
- オ 賃上げを表明する企業に対する評価

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価点の算出方法

価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、「価格点」と「技術点」の合計を総合評価点（以下「総合評価点」という。）として付与する。

イ 価格点の算出方法

価格点の満点は50点とし、算出方法は以下のとおりとする。

価格点＝価格点の得点配分（50点）×（1－入札価格÷予定価格）

ウ 技術点の算出方法

上記（1）アからオまでに掲げる評価項目ごとに評価を行い、技術点を付与する。

技術点の満点は100点とし、算出方法は以下のとおりとする。

技術点＝基礎点（50点）＋加点（50点）

基礎点の対象となる要件について、一つでも要求事項を満たしていない場合は、その応札者は不合格とする。

エ 賃上げの実施に関する評価

別冊「賃上げ実施企業に対する評価等について」を熟読の上、総合評価における加点を希望する場合は、関連資料を提出すること。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び上記（1）をもって入札し、入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条の規定に基づき作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内である者のうち、上記（2）によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不

適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記の場合において、総合評価点の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(4) 技術点を算出するための基準

評価項目のうち、上記(1)アからオまでの評価基準については、別冊「岐阜飛行場周辺(8) 航空機騒音度調査業務 応札資料作成要領」別添1の技術評価基準表による。

(5) 実施上の留意点

本業務の監督及び検査にあたり、評価項目の「実施計画」、「実施体制」及び「保全体制」において、受注者から提出された資料により評価した内容を満たしていることを確認する。

6 担当部局

〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館 7階

東海防衛支局 会計課 契約担当

電 話 052-952-8233

メールアドレス keiyaku-tk@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

7 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、また、総合評価における技術力の審査及び評価を受けるため、次に従い、申請書、技術資料及び提案書(以下「申請書等」という。)を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無の確認等を受けなければならない。

また、申請書等の提出期限において、上記4(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、契約担当官等は、上記4(1)及び(4)から(11)までに掲げる事項を満たしていると確認したとき、開札の時点において上記4(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。なお、申請書等の提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 電子調達システムによる場合

(ア) 提出期間 入札公告日の翌日から令和8年6月25日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下、「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間 入札公告日の翌日から令和8年6月25日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、最終日は正午まで。

(イ) 提出場所 上記6に同じ。

- (ウ) 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下、「郵送等」という。）により提出を行う。
- (2) 申請書等については、別冊「岐阜飛行場周辺（８）航空機騒音度調査業務 応札資料作成要領」及び別冊「岐阜飛行場周辺（８）航空機騒音度調査業務 評価手順書」を熟読し理解した上で、次に従い作成する。
- ア 一般競争参加資格確認申請書（別紙様式第２）
- イ 上記４（２）に掲げる競争参加資格を有することが確認できる書類の写し。
- ウ 上記４（４）に掲げる業務実績（別紙様式第３）
- エ 業務の実施体制（任意書式）
- オ 上記４（５）に掲げる業務従事者の航空機騒音等に関する実績、保有資格等（別紙様式第４）
- 経験について、当該業務が検査に合格している証明又は業務が完了している証明を提出すること。
- 業務に従事したことを判断できる資料として、当該業務に従事した証明、契約書等の写しを添付すること。
- また、直接的な雇用関係があることが分かる資料を添付すること。
- カ 情報保全に係る履行体制証明書（別紙様式第５）
- キ 個別に要求する特定の経験、資格、業績等とは別に共通的に評価すべき要素に係る資料（別紙様式第６）
- ク ワークライフバランス等の推進状況（別紙様式第７）
- ケ 賃上げ表明の実施及び表明書について（別紙様式第８）
- 記載にあたっては、別冊「賃上げ実施企業に対する評価等について」を熟読すること。
- コ 提案書（任意書式）
- サ 提案書記述箇所対応表（別紙様式第９）
- シ 会社概要（任意書式）
- (3) 上記（２）の技術資料のうち、配置予定技術者として複数の候補技術者を記載することができる。ただし、審査及び評価については、技術点の合計が最も低くなる者とする。
- また、同一の技術者を重複して複数の業務の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他の業務を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加ができないものとし、申請者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。
- 入札書の提出後、落札決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）にあつては、直ちに電話でその旨の申し出を行うとともに、速やかにその旨の理由を記載した申出書（様式は任意とする。）を持参、郵送等又は電子メールで提出する。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効にする。
- 落札後、配置予定技術者を配置できないことが明らかになった場合、不正又は不誠実な行為として、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）（防経装第10622号。25. 8. 1）」に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 競争参加資格の確認については、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子調達システムにより、また、紙入札方式による場合、申請時に提出された返信用封筒により、令和８年７月10日までに通知する。
- (5) その他
- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用については、申請者の負担とする。

- イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認及び総合評価の審査、評価並びに入札、契約に係る透明性を確保するための検証に関する統計的分析以外に申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記 6 に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い契約担当官等に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出方法 電子調達システムにより提出する。紙入札方式による場合、書面（様式は任意とする。）を上記 6 に持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとし、下記(2)の回答を郵送等による送付を希望する場合、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出すること。
 - イ 提出期間
 - (ア) 電子調達システムによる場合
上記 7 (4) の通知の日から令和 8 年 7 月 17 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。
 - (イ) 紙入札方式による場合
上記 7 (4) の通知の日から令和 8 年 7 月 17 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。)
- (2) 契約担当官等は、上記(1)により説明を求められたときは、令和 8 年 7 月 21 日までに説明を求めた者に対し電子調達システムにより、また、紙入札方式による場合については書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出することができる。
 - ア 提出方法 電子調達システムにより提出する。紙入札方式による場合、書面を上記 6 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。様式については、別冊「岐阜飛行場周辺（8）航空機騒音度調査業務 応札資料作成要領」の別紙のとおりとする。
なお、電子メールにより提出する場合、送信後、上記 6 にその旨を電話で連絡する。
 - イ 提出期間
 - (ア) 電子調達システムによる場合
入札公告日の翌日から令和 8 年 7 月 10 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。
 - (イ) 紙入札方式による場合
入札公告日の翌日から令和 8 年 7 月 10 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）。)
- (2) 上記(1)の質問に対する回答については、電子調達システム又は書面により回答するので各競争参加希望者は確認するものとする。また、紙入札方式による場合は令和 8 年 7 月 13 日から同年 7 月 23 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）、閲覧することができる。ただし、最終日は正午までとする。

10 提案書の審査

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当該入札を無効とする。

- (1) 内容がほとんど記載されておらず、提案内容を判断できない場合
- (2) 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合
- (3) 提案書の内容に矛盾等があり、整合性が図られていない場合

11 入札方法等

(1) 入札書の提出方法等

ア 電子調達システムによる場合

提出期間 令和8年7月13日から令和8年7月17日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間 令和8年7月13日から令和8年7月17日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

(イ) 提出場所 上記6に同じ。

(ウ) 提出方法 持参又は郵送等による。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。入札書を封筒に入れて封かんし、封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載のうえ、提出する。

(2) 落札決定に当たっては、入札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合、3回目の入札を執行する場合もある。また、予決令第99条の2の規定による随意契約（以下、「不落随契」という。）は、特別な場合を除き適用しない。なお、不落随契を行う場合、不落随契へ移行する前の入札結果をもって、価格が最も優位な者に見積依頼を行うものとする。

12 入札保証金 免除。

13 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行桜通代理店（三菱UFJ銀行名古屋営業部））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東海防衛支局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東海防衛支局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月24日 午前11時

イ 場所

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋合同庁舎第1号館7階 東海防衛支局入札室

(2) 開札については、上記(1)に掲げる日時及び場所において、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- (3) 紙入札方式による入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) 上記(3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札に係る通知を送信するので、パソコンの前でしばらく待機するものとする。落札決定までに時間を要する場合、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。なお、紙入札方式による入札参加者については電話で連絡する。

15 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本入札公告において示した競争参加資格のない者の入札
なお、契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
 - ウ 競争参加資格の確認後、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があった者の入札
 - エ 入札心得書において示した入札に関する条件に違反した入札
- (2) 上記(1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 低入札価格調査への協力

- (1) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る場合、予決令第86条の規定に基づく調査を行うので、協力しなければならない。
- (2) 前項の調査に際し、当該入札者は、発注者が指定する期日までに、次に掲げる内容の資料（以下「積算資料等」という。）を提出しなければならない。
 - ア 当該価格により入札した理由
 - イ 入札価格の内訳書
 - ウ 当該契約の履行体制
 - エ 手持ちの業務等の状況
 - オ 配置予定技術者名簿
 - カ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者名
 - キ 経営状況に関する資料
 - ク その他契約担当官等が必要と認める事項
- (3) 前項の規定による積算資料等の提出がない場合、又は提出された積算資料等の内容が不十分であるとして発注者が行うヒアリング等説明の求めに対し、当該入札者が応じない若しくは説明が不十分な場合は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして、落札者としがない場合がある。

17 落札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

18 契約書作成の可否等

- (1) 別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。
- (2) 総合評価において評価した提案書に関することについては、契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

19 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札決定の通知を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に電子調達システムにより、契約担当官等に対して非落札理由の説明を求めることができる。ただし、紙入札方式による場合、書面（様式は任意とする。）を上記6に持参、郵送等又は電子メールにより提出するとともに、下記(2)の回答を郵送等による送付を希望する場合、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出すること。
- (2) 契約担当官等は、上記(1)の非落札理由について説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に電子調達システムにより、また、書面により提出された者に対しては、書面により回答する。

20 再苦情申立て

上記18(2)の非落札理由の説明に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口 上記6に同じ。

22 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）（防経装第10622号。25. 8. 1）」に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 電子調達システムの問い合わせ先 <https://www.p-portal.go.jp/>
- (5) 電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、日時及び入札方法等を変更することがある。

紙入札方式参加承諾願

1 業務の名称：岐阜飛行場周辺（8）航空機騒音度調査業務

2 電子調達システムでの参加ができない理由：

上記の案件は、電子調達システム対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により、電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住 所
商号又は名称
役 職
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

支出負担行為担当官

東海防衛支局 瀧本 和彦 殿

一般競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官

東海防衛支局長

瀧本 和彦 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和8年6月11日付けで入札公告のありました下記業務に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び本業務の入札に参加を希望する者との間に資本関係並びに人的関係がないこと、及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

1 業務の名称：岐阜飛行場周辺（8）航空機騒音度調査業務

2 提出書類：

- ・ 入札説明書7(2)イからシまでに定める書類

以 上

担 当 者

TEL:

E-mail:

注： 1 押印の必要はありません。

注： 2 紙入札方式の場合、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

業務実績一覧

	業務名	発注者名	請負金額	工期	履行場所	証明資料名称
1	〇〇〇調査業務	〇〇市	0,000,000	H.〇.〇.〇 ～ H.〇.〇.〇	〇〇県〇〇市	ex)契約書(写)、業務報告書(写) 等
2						
3						
4						
5						
6						

※平成 2 8 年 4 月 1 日以降、入札公告日までに元請け又は再委託として完了した国、地方公共団体、特殊法人等が発注した航空機騒音に関する騒音コンター作成の履行実績の全てを記載すること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

業務従事者資格等一覧

	氏 名	資格等	証明資料名称
1	A	音響学に関する学識経験者による検討委員会を設置し、騒音コンターを作成・完了した業務経験有	ex)契約書(写)及び従事者名簿(写)、業務報告書(写)、従事証明書 等
2	A	計量法第122条（平成4年法律第51号）の規定に基づく環境計量士（騒音・振動関係）の資格有	ex)免許(写) 等
3	A	航空機騒音に関する研究論文（音響学等に係る学会の査読付）として、過去3か年以内に投稿した実績有	ex)証明書(写)、査読付き論文 等
4	B	計量法第122条（平成4年法律第51号）の規定に基づく環境計量士（騒音・振動関係）の資格有	ex)免許(写) 等
5			
6			
7			

注：資格等を有する業務従事者全てを記載すること

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

情報保全に係る履行体制証明書

岐阜飛行場周辺(8)航空機騒音度調査業務の実施に当たり、次のとおり情報保全に係る履行体制をとっていることを証明します。

No	内容	○×
1	契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制が整備されている。	
2	発注者の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制が整備されている。	
3	発注者が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制が整備されている。	

添付書類

上記 1 ～ 3 が明記された社内規則等の写し
 有価証券報告書等に記載されている主要株主リスト
 親会社等が存在する場合は、関係図
 ブランド・ライセンサー等との契約関係図

令和 年 月 日

法人名
(代表者)

住所

業務従事者リスト

	氏名	所属	学歴	職歴	業務経験	資格	母国語	外国語能力	国籍その他の文化的背景	証明資料名称
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										

※履歴書、資格等の写しを添付してください。

例

氏名	所属	学歴	職歴	業務経験	資格	母国語	外国語能力	国籍その他の文化的背景	証明資料名称
防衛 省	〇〇車両部	〇〇大卒	〇〇工業、〇〇重工業	戦車の車体設計、戦闘機の設計、勤務歴15年	TOEIC750、技術士	日本語	英語、フランス語	国籍：日本、幼少期に米国10年滞在	一級建築士免許証(写し)
ディフェンス	〇〇システム	専門学校卒	米国〇〇社、〇〇電気	〇〇システム設計、〇〇ネットワーク設計、勤務歴10年	ネットワークスペシャリスト	英語	日本語	国籍：米国、2000年より日本に滞在	在職証明書
防衛 太郎	システム監査部	高校卒	製造業、航空部品商社	保守点検、勤務歴5年	特になし	日本語	なし	国籍：日本	特になし(補助者の場合に限る)

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価

業 務 名：岐阜飛行場周辺(8)航空機騒音度調査業務

項目	内容
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定	☐ 女性活躍推進法に基づく認定等 認定機関：
	☐ 次世代法に基づく認定 認定機関：
	☐ 若者雇用促進法に基づく認定 認定機関：
	☐ 上記のいずれも認定を未取得

注： 1 ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定の有無について、いずれかの「□」に「■」を付す。

2 認定を受けている場合は、その写しを添付すること。

従業員への賃上げ計画の表明書

当社は、令和○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率2.5%以上とすることを

表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※ 本表明書をもって初めて従業員に賃上げを表明する場合は上段を、本表明書以外のところで従業員に賃上げを表明している場合は下段を選択してください。

(留意事項)

- 1 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

- 2 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
- 3 上記1による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
- 4 上記3による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

技術評価項目一覧表

件名：岐阜飛行場周辺（８）航空機騒音度調査業務

項 目	細部項目	提案要求項目	評価 区分	基礎点	加点	合計	提案書 項番号
1 実施計画	1.1 実施スケジュール	業務目的、全体スケジュール、仕様書各項目の 実施手順	必須	5	—	15	
			任意	—	10		
	1.2 調査内容の妥当性・独創性	業務の実施方針、効率的かつ実現可能な工夫	必須	5	—	10	
			任意	—	5		
	1.3 検討委員会設置・運営	適切な学識経験者の選定、検討委員会で確認する 必要がある内容が適正に記載	必須	5	—	10	
			任意	—	5		
2 実施体制	2.1 契約相手方及び業務従事者の 要件	航空機騒音等に関する業務実績、航空機騒音の 評価手順に関する設問、地域における業務実 績、専門知識・適格性	必須	10	—	25	
			任意	—	15		
	2.2 業務の実施体制	業務の実施体制	必須	5	—	10	
			任意	—	5		
3 保全体制	3.1 情報保全に関する体制等	仕様書「14 情報保全」の取り扱い	必須	5	—	5	
			任意	—	—		
	3.2 実施体制上、共通的な評価要 素	個別に要求する特定の経験、資格、業績等とは 別に共通的に評価すべき要素	必須	15	—	15	
			任意	—	—		
4 ワークライフバランス等の 推進に関する指標	4.1 ワークライフバランス等の推 進に関する指標	ワークライフバランス等の推進状況	必須	—	—	5	
			任意	—	5		
5 賃上げを表明する企業に対 する評価	5.1 賃上げを表明	賃上げ表明の実施及び表明書の提出	任意	—	5	5	
合計				50	50	100	

賃上げ実施企業に対する評価等について

1 評価項目及び評価方法

次に該当し、表明書（別紙様式第8）を提出した者に対して加点をする。

- （1）中小企業等については、令和8年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和8年（暦年）において、対前年度又は前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。ただし、同条第6項に該当する者は除くものとする。中小企業等であることを確認するため、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を合わせて提出すること。

- （2）共同体については、共同体の各構成員全員が構成員毎に表明書を提出した場合に限り評価するものとする。

2 配点割合

別冊「岐阜飛行場周辺（8）航空機騒音度調査業務 評価手順書」

別添 技術評価基準表参照。

3 賃上げ実績の確認書類の提出

本項目で加点を受けた落札者は、提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度又は暦年（以下「事業年度等」という。）が終了した後、下記（1）から（3）までのいずれかを東海防衛支局防音対策課に提出し、確認を受けること。

ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の2の規定により申告書の提出期限の延長がなされた場合、契約担当官等への提出期限を同条の規定により延長された期限と同じ期限に延長する。

（1）事業年度単位

事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（付紙1）を決算日（上記1で提出した別紙様式に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して3か月以内に提出すること。

なお、「法人事業概況説明書」を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出すること。

（2）暦年単位

暦年単位での賃上げを表明した落札者は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（付紙2）を翌年の3月末までに提出すること。

（3）第三者による証明

ア 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者（以下「第三者」という。）により、上記基準と同等の賃上げ実

績を確認できる書類であると認められることが明記された書面（付紙3）又は賃上げを表明した落札者が賃上げ率等を記載し、第三者がその計算の基礎となる帳簿その他の資料との不一致や計算誤りがないことを確認した書面（付紙4）及び賃上げを行ったことが確認できる書類又は賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって上記書類に代えることができる。

イ 上記アの具体的な例については次のとおりである。

（ア）各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能な場合。

- ・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する者を除いて継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等の評価する。
- ・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等の評価する。
- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者など給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等の評価する。
- ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和8年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合、超過勤務手当等を除いて給与総額等の評価する。
- ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等の評価する。
- ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等の評価する。

（イ）上記に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する場合。

- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮し評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇入れによる労務費が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与以外が含まれる場合、これを除いて評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合、これを除いて評価する。
- ・ 令和8年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和8年度中に賃上げを実施した場合、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。
- ・ 事業年度開始月より後の賃上げについて、次のいずれにも該当する場合には、事業年度開始月より後の賃上げ開始月から1年間の賃上げ実績を評価することができる。

①契約締結日の属する国の会計年度内に賃上げが行われていること。

※暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内に賃上げが

行われていること。

②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること。（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと。）

※この場合の賃上げ実績の確認時期は、事業年度終了後を基準とするのではなく、当該評価期間の終了時を基準とするため、確認書類の提出期限は当該評価期間の終了月の月末から3か月以内とする。

なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

4 賃上げ実績の確認方法

(1) 事業年度単位での賃上げを表明した落札者の場合は、提出資料の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の給与総額又は一人当たりの平均受給額で比較する。

(参考)

【当該事業年度】

10主要科目（労務費＋役員報酬＋従業員給料）

【前事業年度】

10主要科目（労務費＋役員報酬＋従業員給料）

又は

【当該事業年度】

10主要科目（労務費＋役員報酬＋従業員給料）／4期末従業員等の状況（計）

【前事業年度】

10主要科目（労務費＋役員報酬＋従業員給料）／4期末従業員等の状況（計）

(2) 暦年単位での賃上げを表明した落札者の場合は、提出資料の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の給与総額で比較する。

(参考)

【当該年】

1給与所得の源泉徴収票合計表(375) A俸給、給与、賞与等の総額（支払金額）

【前年】

1給与所得の源泉徴収票合計表(375) A俸給、給与、賞与等の総額（支払金額）

又は

【当該年】

1給与所得の源泉徴収票合計表(375) A俸給、給与、賞与等の総額（支払金額）／（人員）

【前年】

1給与所得の源泉徴収票合計表(375) A俸給、給与、賞与等の総額（支払金額）／（人員）

5 経年的に本制度による加点を受けるために賃上げ表明を行う期間

経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることを防ぐよう、賃上げ表明を

行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

6 賃上げが基準に達していない場合の措置

上記の期限までに書類が提出されない場合又は上記の確認を行った結果、賃上げを表明して加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、その旨を当該落札者へ通知するとともに、これを財務省へ報告する。財務省から「賃上げ基準に達していない者」として通知された日から1年の間に、本取組の対象となる政府調達の総合評価落札方式による入札公告された案件に参加する場合、本取組により加点される割合よりも大きな割合の減点となる。

なお、当該入札に参加する者が、加点の対象であり、減点の対象でもあった場合、加点と減点の両方を評価する。

以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
 - (2) 各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
 - (3) (1) 及び (2) に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。
 - ① 自然災害(風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等)や人為的な災害(火災等)等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
 - ② 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
 - ③ 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など
- ※ 「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。
- ※ 個別具体の天災事変等が(1) 及び (2) に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。
- ※ (1) から (3) は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。

7 建設共同体について

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。